

令和 8 年度
米原市天の川ほたるまつり
キッチンカー等出店事業
実施要領

1 目的

ほたる観賞者および地域住民を対象としたキッチンカー等による飲食販売や物販等を通して、地域の賑わい創出と来訪者へのホスピタリティの向上を図ることを目的とする。

2 概要

米原市長岡地先の旧山東東小学校周辺の一部にキッチンカー、または簡易テントによる営業場所を設け、ほたる観賞者および地域住民が賑わう空間を創出する。

3 出店種別

出店できる営業形態は、次の2種類とする。

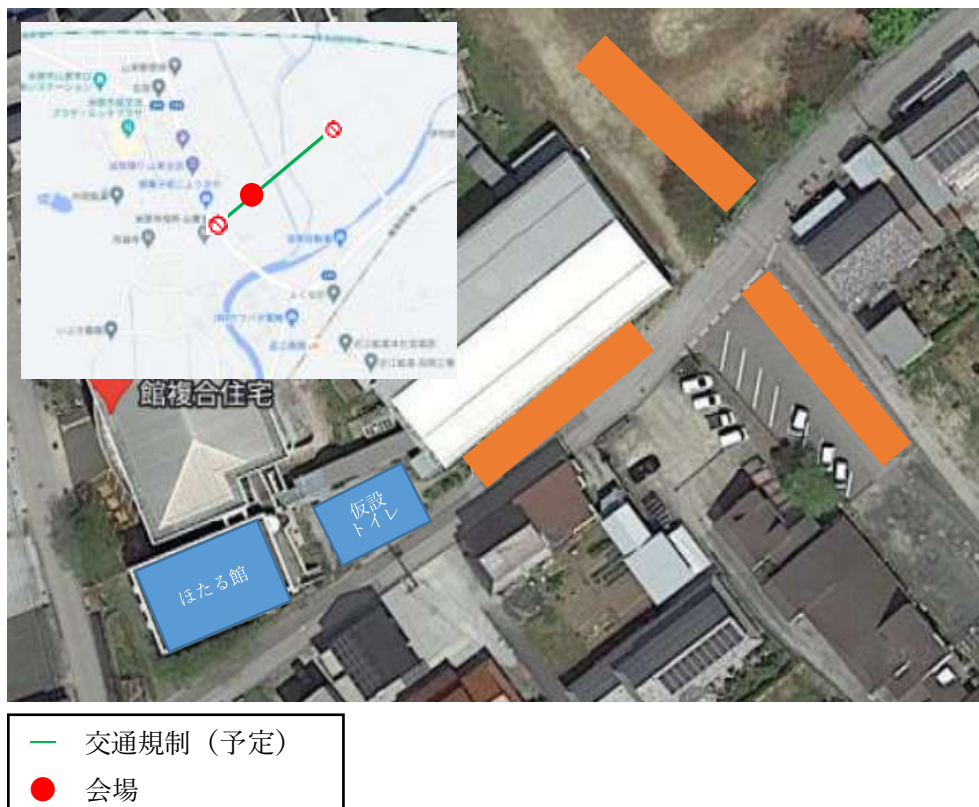
- ① キッチンカーにおける飲食営業
- ② 仮設販売店舗（簡易テント）による簡易調理、弁当・惣菜等加工品・農林水産物の販売
※別紙参照

4 実施日時

令和8年6月6日（土）午後4時から午後9時30分までを原則とする。
（準備・撤去の時間を含む。）。

5 実施場所

米原市長岡 645 の一部 キッチンカー1区画（6m×2.5m程度を予定）
仮設販売店舗1区画（3m×2.5m程度を予定）
旧山東東小学校体育館横、グラウンドおよび水野医院駐車場



6 出店料

出店料：1日あたり

- | | |
|------------|--------|
| 1) 米原市長岡区内 | 3,000円 |
| 2) 米原市内 | 5,000円 |
| 3) 米原市外 | 8,000円 |

設営料：1日あたり

テント借用希望の場合は1,000円

※出店料の区分は事業者の所在地により判定する。

※テントブースには、照明を設置するが、ほかに電源はない。

※前日までに出店を取りやめる場合、出店料および設営料は、振込手数料を差し引いた額を返金する。

※出店事業者の都合により、当日急に出店を取りやめた場合は、出店料および設営料は返金しない。

7 出店事業者の資格

出店事業者は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

①出店を予定する内容に関係する事業を現に営んでいる事業者で、飲食店や食料品店等の店舗営業または移動販売車の営業、農林水産物の生産、食品加工業を行っている個人、法人または団体、食品衛生法等に基づく必要な営業許可等を得ているもの。なお当該事業を行うに当たり必要な許認可等の手続については事業者の責任と負担で行うこと。

※地元住民組織の場合、食品営業許可は不要です。

②過失による事故（食中毒等）に備え、損害賠償保険に加入していること。

③米原市暴力団排除条例（平成 23 年米原市条例第 23 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者が経営または運営に関与していないこと。

④出店業務に関する法令等に違反して過去 1 年間処分を受けていないこと。

⑤過去 1 年間、食中毒の事故歴がないこと。

⑥加工品等の販売を行う場合には、営業許可等を受けた施設において製造し、適正な表示をすること。

⑦基本的な感染防止対策を講ずること。

⑧ごみ箱の設置、ごみの処分等を行うこと。

8 申込手続について

令和 8 年 5 月 13 日（水）までに以下の提出書類を 13 の申し込み先まで、提出すること。

(1) 提出書類

- ① 出店申込書（様式 1）
- ② 出店計画書（様式 2）
- ③ 誓約書（様式 3）

④ 許可証等の写し

保健所等の許可等が必要な商品を取り扱う場合は、必ず許可書を取得または届出等を行い、その写しを提出すること。

(例)

- ・キッチンカーでの出店の場合・・・自動車営業の許可証の写し、車検証（キッチンカー）の写し
- ・加工品等の販売を行う場合・・・加工品を製造した施設における営業許可証等の写しおよび販売に係る届出書類または営業許可証の写し

⑤ 店舗名、主なメニュー、価格が記載された啓発用のチラシ

A4サイズ1枚にまとめること。また、商品の予約販売が可能な場合は、予約方法等を記載すること。

9 食中毒発生防止の徹底

食中毒発生のリスクを下げるため、テイクアウトに適したメニューを選択し、調理においても衛生管理を徹底した上、販売商品を店頭で長く放置することなく、顧客に手渡す直前までクーラーボックスに入れておくなど、適切な温度管理を実施すること。

食品等取扱者の体調管理やこまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒、咳エチケットなど、通常の食中毒予防のために行っている一般的な衛生管理を必ず実施すること。また、出店前の体調チェック（体温測定など）を行い、発熱等の症状がある場合は出店を控えること。

10 火災予防

発電機など対象火気器具等（移動や持ち運びができる液体・固体・気体燃料を使用する器具や電気を熱源とする器具）を使用する場合は、必ず消火器を備えつけること。炎天下で発電機に給油すると、気化したガソリンに引火して爆発するおそれがあるため、来客のある営業中は給油を控えるなど細心の注意を払うこと。なお、営業開始前に米原消防署の現地確認があるので、その指示に従うこと。

11 損害の賠償

出店事業者が第三者に損害を与えた場合もしくは第三者から損害を受けた場合または事故等があった場合は、直ちに長岡区にその状況を報告し、出店事業者の責任において処理解決しなければならない。

なお、長岡区は一切の責任を負わない。

12 出店の中止等

出店事業者が公序良俗に反することをした場合、または著しい荒天などの理由により本事業を中止する必要が生じた場合は、長岡区は許可を取り消し、出店を中止させることができる。出店が中止になった場合において、出店事業者に損害が生じて、長岡区は一切その責めを負わないものとする。

なお、中止の際は、「出店申込書」に記入されている現場責任者に連絡する。

出店事業者の都合により出店を取りやめる場合は、出店日前（ただし、平日に限る。）までに申し出ること。

13 問い合わせ・申し込み先

米原市天の川ほたるまつり出店事業担当：長岡区 宛

住 所 〒521-0242 滋賀県米原市長岡 1575 長岡集会所内

E-mail nagaokaku2026@gmail.com

1) 受付期間 令和8年4月28日(火)から5月13日(水)まで

2) 申込方法 以下のいずれかの方法で、上記の申し込み先へ申し込むこと。

(1) 郵送 受付期間内に到着するよう郵送すること。

(2) 持参 受付期間内の平日の午前8時30分から午前11時30分までの間に持参すること。

(3) E-mail 受付期間内に到着するよう送信すること。

3) その他

(1) 応募者多数の場合は、長岡区で選考の上、出店者を決定する。選考結果は出店決定者のみに5月20日(水)頃までに通知する。出店決定者は、出店料を通知書に記載してある振込先に期日までに振り込むこと。なお振込手数料は、出店者の負担とする。

(2) 選考結果についての問合せや、異議申し立てについては、一切受け付けない。

14 その他

1) ホタル観賞地の近くなので過度な照明は控えること。

2) ブース位置は長岡区で決定する。ブース位置に関する異議申し立てについては、一切受け付けない。

3) 午後5時以降、出店場所前道路は車両通行止めとする。

※テントの場合
模擬店出店

● 模擬店等とは？

食品衛生法による許可の対象となる一般的な営業ではない事業形態および規模で行う食品の取扱い（調理、加工または販売）をいいます。

	営業許可	模擬店等（届出）		届出不要
形態	主な事業（営業）として食品の取扱いが行われる形態	他の事業（祭典等）に付随して食品の取扱いが行われる形態		
規模	連続5日以上または年間5回以上の実施	連続4日以内、かつ、年間4回以内の実施	不特定多数人（概ね100人以上）に提供	特定の参加者または少人数に提供
例示	移動屋台、定期朝市	収穫祭、グルメイベント	市民祭、事業所祭	自治会行事

● 取り扱える食品の種類

	取り扱える食品	取り扱えない食品
調理または加工して提供する食品	○提供直前に加熱調理する食品 (例) 煮物（おでん等）、茹で物（うどん、そば等）焼物（焼きそば、たこ焼き、焼き鳥、回転焼、たい焼き、焼き餅等）、揚げ物（唐揚げ等）	×加熱しない食品 ×複雑な調理食品 (例) 寿司類、サンドイッチ、草もち、ケーキ、冷やしきゅうり（浅漬）等
	○加熱後、簡易な調理または加工する食品 (例) おにぎり、おはぎ、みたらし団子、りんご飴等 等	
	○提供直前に加熱調理する飲料 (例) コーヒー、紅茶、緑茶、甘酒 等	×左記以外の飲料 (例) フレッシュジュース、スムージー 等
	○仕込み作業を要しない飲料の小分け等 (例) ジュース等（市販飲料）	
	○製氷業者製造の製氷を使用するもの (例) かき氷	×左記以外の氷を使用するもの
	○ソフトクリームサーバー機を用いて製造するもの	×左記以外のもの
乳類販売	○市販の牛乳、乳飲料等の販売のみを行うもの	
食肉販売	○予め包装された食肉の販売のみを行うもの	×未包装の食肉
魚介類販売	○予め包装された魚介類の販売のみを行うもの	×魚介類の処理

滋 賀 県